

## 新潟県条例第19号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(経営の基本) <b>第2条</b> (略) 2 (略) <u>3 新潟県立県央基幹病院は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第36条に規定する助産施設とする。</u>	(経営の基本) <b>第2条</b> (略) 2 (略)

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。